

議案第 77 号

議決第 号

## 始良市営単独住宅条例の一部を改正する条例の件

始良市営単独住宅条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 28 日提出

始良市長 湯元 敏浩

## 始良市営単独住宅条例の一部を改正する条例

始良市営単独住宅条例（平成22年始良市条例第177号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「次条第 2 号」を「次条第 4 号及び第 5 号」に改める。

第 6 条を次のように改める。

（入居者の資格）

第 6 条 単独住宅に入居することができる者は、第 1 号及び第 2 号の条件を満たす者のうち、第 3 号から第 5 号までのいずれかに該当する者とする。

- (1) 市町村税等を滞納していない者であること。ただし、市長が単独住宅に入居についてやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。
- (2) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (3) 市長の定める基準に該当する者であって、自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、その他婚姻の予定者を含む。）があるもの
- (4) 災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において、単独住宅に入居させることが適当である者として市長が認めるもの
- (5) かがしま林業大学校の研修生として、通学のため規則で定める単独住宅に単身で入居しようとする者

第 17 条第 2 項を次のように改める。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、市長が特に必要があると認めるときは、前項の敷金を減額し、若しくは免除し、又はその徴収を猶予することができる。

- (1) 第 15 条各号のいずれかに掲げる特別の事情があること。
- (2) かがしま林業大学校の研修生として入講が決定し、通学のため規則で定める単

独住宅に単身で入居すること。

第20条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項第4号に掲げる費用について、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長が入居者に負担させることが適当でないとする費用の範囲内で免除することができる。
  - (1) 単独住宅建替事業により除却すべき単独住宅の除却前の最終の入居者が当該単独住宅建替事業の施行に伴い住居を移転した場合又は不良住宅となった単独住宅の入居者が当該単独住宅の撤去に伴い住居を移転した場合
  - (2) 第6条第5号に該当する入居者が本人の責めに帰すべき理由によらない事情により修繕の必要が生じた場合

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。